

令和3年10月31日

豊橋市斎場の新型コロナウイルス感染症対策について

豊橋市斎場
(指定管理者) PFI 豊橋市斎場株式会社
場長 井田 祥深

1. 利用者の制限

施設利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方(その疑いがある場合も含む。以下「感染症死亡者」という)と、それに該当しない方(以下「一般死亡者」という。)に区分して、取り扱うものとします。

2. 火葬予約等

- (1) 一般死亡者の予約は通常通り行います。
- (2) 感染症死亡者の予約については事前にお電話にて打ち合わせください。その際に、必ず「感染症死亡者」と明確にお伝えください。予約の時間は開場時間(8時45分~17時)とし、予約状況の確認及び火葬時間を調整した後にご連絡します。(なお、友引きは休場日のため対応できかねます)

3. 施設利用にあたっての注意事項

- (1) 一般死亡者に係る利用者様へ
 - (ア) 火(埋)葬許可証の死因欄に「その他」と選択されていることをご確認下さい。「一類感染等」が選択されている場合は、斎場へお電話ください。
 - (イ) 会葬者は、可能な限り親族のみとし、来場人数は極力少なくしてください。なお、ご来場される際は十分な間隔を保つようにしてください。
 - (ウ) 体調の悪い方、発熱等の症状がある方は来場をお控えください。
 - (エ) 斎場利用者は、ワクチンの接種の有無にかかわらず、必ずマスクを着用してください。
 - (オ) 斎場内での酒類提供の制限はしていません。ただし、待合室での会食は密閉空間となりますので、感染リスクがあることを十分にご理解いただき、会食中の会話はお控えいただき、会食時以外はマスクの着用をお願いいたします。
- (2) 感染症死亡者に係る利用者様へ
 - (ア) 火(埋)葬許可証の死因欄に「一類感染等」と選択されていることをご確認下さい。
 - (イ) 利用者の申し出により、24時間以内の火葬も可能です。
 - (ウ) ご遺体は、非透過性納体袋に収納・密封し、表面を消毒し、納棺された状態で搬入してください。
 - (エ) 感染拡大防止のため、会葬者の来場については、濃厚接触者の有無などお伺いする場合があります。

す。

(オ) 火葬は、15時以降の専用枠とさせていただきます。

(カ) 来場の制限やマスク着用、待合のご利用に関しては、一般死亡者に係る斎場利用に準じます。

4. 施設側の対応

(ア) マスクなどの着用

施設従事者は、常時マスク・手袋等を着用の上、対応させていただきます。

(イ) キッズコーナーの使用

キッズコーナーについては、引き続き使用不可とします。

(ウ) 待合室の座席

待合室内の座席は間引きし準備しておりますが、予備の椅子は各室に保管しております。予備椅子は利用者のご判断によりますが、感染拡大防止に努めてください。

※ 感染再拡大を防止するためにも、引き続き基本的な感染防止対策が必要です。ご協力のほどお願いいたします。

以上